

東京帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

年四回（二月、五月、八月、十二月）發行

# 東亞經濟叢論

第貳卷 第參號

昭和十七年九月

東印度農林業の性格……………經濟學博士 目崎憲司

佛印に於ける協同組合について……………經濟學博士 松岡孝兒

北支の小作制度……………經濟學博士 八木芳之助

江北の鹽墾公司考……………經濟學士 天野元之助

清代貨幣考……………經濟學士 穗積文雄

支那航域に於ける日英船……………經濟學士 佐波宣平

支那女子紡績労働者創出過程の特質……………經濟學士 岡部利良

南方物價對策の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彦

附錄 南方文獻目錄

（禁轉載）

有斐閣發賣

# 江北の鹽墾公司考

天野元之助

目次

|           |           |
|-----------|-----------|
| はしがき      | 一         |
| 鹽墾公司の資本源泉 | 江北鹽墾區の概況  |
| 五         | 鹽墾公司の墾民   |
| むすび       | 二         |
|           | 鹽墾公司の設立   |
|           | 三         |
|           | 鹽墾公司の土地經營 |

はしがき

清末（光緒二十七年 1901 A. D.）南通の張謇（季直）氏が、江北（江蘇の北部）産業開發のため通海墾牧公司を創設して江北鹽墾區の開墾に着手して以來、相繼いで同地區（東南端は呂四の南の通海墾牧公司より、西北端は陳家港の南の新通墾植公司にいたる）には五十に垂んとする鹽墾公司或ひは墾植公司が十餘年間に叢出し（民國二、三年相繼いで創設、其の大半は民國六、七年の頃に叢出す）、多きものは百十數萬畝（大墾公司）、少なきは數千畝の地を取得し、其の投資總額は二千萬元に近く（一、八八五萬元とも或ひは一、七三二萬元とも稱せらる）、其の經營面積は四百三十萬畝に達した（其のうちには莫大な未着手地を含む）が、資本の缺乏・經營の不良の上に、海潮の侵入・風水虫害の災禍（民國八、九、十年）其の他各種の外的障も加はつて、現實は其の計畫と著しく齟齬し、這次、支那事變發生前の調査に依れば、これら鹽墾公司

は僅かに其の三分の一（二三萬畝）を開墾し得たのみにして、江北鹽墾區の「灶地」（煎鹽用地）中、將來開墾に残された地は、大約八、九百萬畝（一畝は我が六）と推定せられ、若し開墾せられた曉には年産一億萬元（戰前價額）の農産物をあげ、八十萬の農民を收容し得るに足ると謂はれて居る。

### 一 江北鹽墾區の概況

茲に述べんとする江北鹽墾區とは、江蘇省の北部海岸沿ひの地域、即ち北は漣水縣の陳家港（灌河）より南は南通縣の呂四まで、西は大體范公堤を以て界とし、東は海にいたる地區を指し、陸軍測量局五萬分の一の江蘇省地圖によりプランメーターを用ゐて計つた面積は一一、三二五平方尺、即ち約一千七百萬畝にのぼつて居る。此の地域は、唐宋以前には未だ海中にあつたところで、其の後土砂が次第に沈積して海潮は東遷した。斯くて此處には三十に及ぶ鹽場が經營せられ、清の中葉（乾隆九年）には年産百五十萬引（一引は六百斤）に達する食鹽を製造してゐたのである。

（註）江北の鹽場は、漣水・阜寧兩縣の境界近くを東流する舊黄河を境として、淮北鹽場（現在は海州鹽場と稱す）と淮南鹽場に區別せられ、支那事變前まで兩淮鹽務管理局が兩鹽場の鹽務行政を統轄して居た。而して淮北鹽場（年雨量八〇〇糎）は、粘土質土壤のため天日製鹽法が行はれるが、淮南鹽場（年雨量一〇〇〇糎）では、砂質土壤のため煎熬製鹽法が採用せられて來た。此の煎熬製鹽法は、本來天日製鹽法に比して生産費が甚む（淮北の製鹽コストの二・八倍）上、煎熬釜（灶）一釜に對し約十四町歩の蘆草地を必要とし、且つ其の製品は軟質結晶となつて品質が劣るので、清末には鹽産日増しに減少すると共に、一方蘆草地（蕩地）の私墾が盛んとなつた。茲に於いて政府では鹽場の整理と共に灶地の放墾を行ふこととなり、光緒二十六年（1900 A. D.）には新興・伍佑の二場が卒先して放墾せられ、翌二十七年には通海墾牧公司在政府の認可を得て正式に成立

したのである。<sup>2)</sup>

併し沿海地区の沖積は、六十年毎に約一哩（一・六軒）にのぼるとせられ（游沙外伸の最も速かなところは年一・六軒に達する<sup>3)</sup>）、現在角斜鎮以北の范公堤（それは唐宋代の防潮堤であった）と海との距離は最大五、六十軒に達してゐる。左に江北鹽墾區の面積並びに耕地狀況を示しておく。

江北鹽墾區に於ける土地狀況表<sup>2)</sup>

| 地区別     | 總面積       | 既墾地面積    | 未墾地面積    | %    |
|---------|-----------|----------|----------|------|
| 瀋河—舊黃河  | 一、七三、五〇〇  | 五七、〇〇〇   | 一、一七、五〇〇 | 七・四  |
| 舊黃河—射陽河 | 二、七三、五〇〇  | 一、〇七、五〇〇 | 九〇、〇〇〇   | 三・二  |
| 射陽河—新洋港 | 二、八五、〇〇〇  | 一、三三、〇〇〇 | 九八、〇〇〇   | 三・四  |
| 新洋港—關龍港 | 一、六一、二五〇  | 一、〇三、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇   | 三・八  |
| 關龍港—竹港  | 二、七六、七五〇  | 一、〇四、五〇〇 | 一、七六、二五〇 | 三・一  |
| 竹港—范堤呂四 | 三、三五、〇〇〇  | 二、三八、二五〇 | 二、九四、七五〇 | 五・三  |
| 合 計     | 一六、九五、〇〇〇 | 八、五六、七五〇 | 八、四六、二五〇 | 四九・六 |

備考

鹽墾區面積は、阜寧以南は范公堤を以て界とし、阜寧以北は東坎・六套・陳家港を以て界とす。

因みに鹽墾公司の經營地は、殆んど鹽區の東部にあり、其の東側は海濱の荒地・不毛地にして、また其の西側は多く既墾の「民地」である。

斯かる沿海一帯は、大體海面より僅かに一、二米乃至五、六米高い程度にして、其の生成の起因より含鹽量は多く、且つ地下水位が高い。併し其の含鹽量・地下水位は、其の地の生成の舊さや成因、其他土地利用の相違によつて、相當の差異を示して居り、ソープ及び侯光炯兩氏の調査によれば、左表の如く報ぜられて居る（但し

上記の江北鹽墾區に於ける土地狀況表の面積とは、地區決定の相違より違つた數字が出てゐる。

江北鹽墾區に於ける各種含鹽量區域の面積表

|               |                         |        |
|---------------|-------------------------|--------|
| 1 過量の鹽分を含みぬ地域 | 五六六、五六〇 <sup>ヘクター</sup> | 二六・五七% |
| 2 鹽分のやゝ過少な地域  | 四五五、六八〇                 | 二一・三七  |
| 3 鹽分の頗る高い區域   | 五二八、八〇〇                 | 二四・八〇  |
| 4 鹽分の極めて高い區域  | 五八一、二八〇                 | 二七・二六  |
| 合 計           | 二、一三二、三二〇               | 一〇〇・〇〇 |

右のうち、第一群は殆んど鹽害なき土地であるが、第二群のものは作物の正常な生育が出来ないが、其の八〇%は皆墾熟して居り、残り二〇%には鹽蒿や雜草が生じてゐる。第三群のそれは一半が闢かれて墾地となり、棉作の外は收量が甚だ少ない。第四群の土壤は其の約八、九〇%は鹽荒地にして、多く鹽草が成長して居る。其餘の一・二〇%は、大體棉花が栽培せられてゐるが、其の收量は極めて少ない。

(註) 各種土壤と含鹽量との關係を、南運大學農學院の楊守珍氏らが調査して、左表の如く報告してゐる。

鹽墾地に於ける各種植物生育地の平均含鹽割合表

|               |        |            |        |
|---------------|--------|------------|--------|
| 棉花の生育旺盛な土壤    | 〇・一六四% | 獐毛草の生育する土壤 | 〇・六五二% |
| 棉花の生育旺盛ならざる土壤 | 〇・三八五  | 鹽蒿地        | 二・四七〇  |
| 蘆草の生育する土壤     | 〇・二二二  | 不毛地        | 二・六二〇  |
| 茅草の生育する土壤     | 一・〇九〇  | 海灘不毛地      | 五・五七〇  |

一體、沿海地區では、不毛の地を除く外、最初に成長する植物が鹽蒿の類にして、其の次ぎが獐毛草及び茅草である。茅草の

成長する土壌は、含鹽量が羊毛草地より少ない筈であるが、上表は之と情況が相反するのは、何か特別の原因があつたからであらう。蘆草の成長するところは、棉花の栽培が出来、棉花の生産の盛んな地區は、含鹽量約千分の一位である（尙ほ右に關しては、日本棉花栽培協會『江北鹽墾植棉事情』（昭和十四年一月）三三頁以下で取り上げられて居る）。

されば、鹽區開墾の眼目は、土壤からの脱鹽作業にある。その爲、第一に海潮の侵入を阻止する爲、堤防・開墾を設けること、第二に河渠を開鑿して（地下水位を低下せると共に）淡水で土壤から鹽分を洗滌することにある。尙ほも一つ「蓋草」法とて、草（茅草が多い）で表土を覆ひ、下層にある鹽分の上昇を防ぎ、同時に草が腐熟した後は、土壤中の有機物を増加し、之を數年間繼續するに於いては、作物の生育が可能になる。

## 二 鹽墾公司の設立

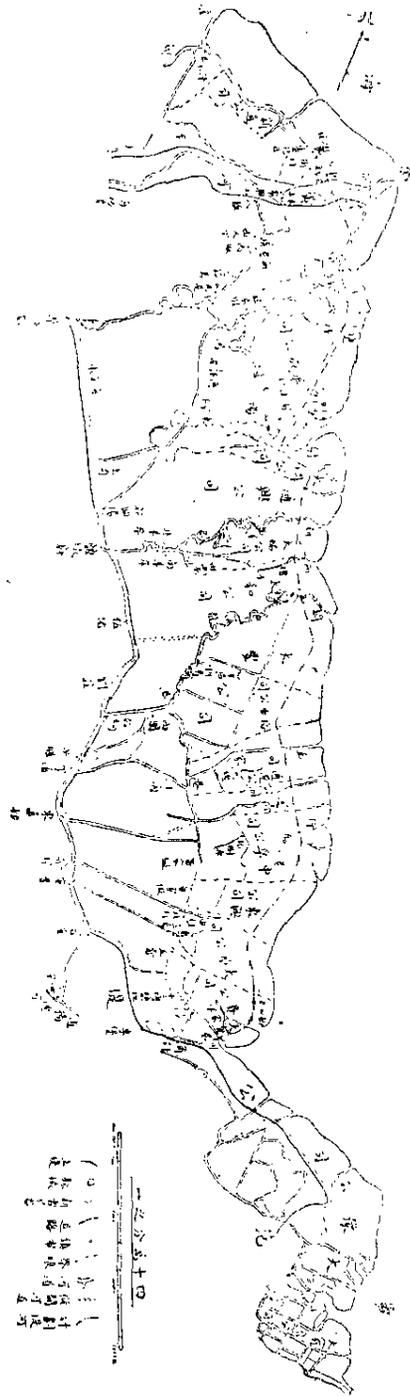
上記江北の鹽墾公司是、左表にも示すが如く多く清末民初の創設にかゝり、阜甯・鹽城・東臺・如皋・南通の五縣、即ち北は灌河の線、南は揚子江、西は范公堤乃至申場河、東は海邊を以て劃せられた地域の開墾並びに製鹽を目的として設立せられた公司である。

（註）墾區内に次ぎ／＼と組織された公司のうちには、呂四の同仁泰鹽業公司、東臺の益昌公司の如き製鹽のみに止まるものがあるが、大半は鹽墾の兼營にして、墾務を專業とする墾植公司是、多く比較的規模の小規模の公司である。また通海墾牧公司是、墾牧とは稱するものゝ、實際は墾務に重點を置き、曾つて牧畜を一度試験はしてみたが、程なく停止したものである。尙ほ本稿では、公司の製鹽事業に關しては省略する。

而も此の新しく生れ出た鹽墾公司是、所謂南通の不世出の偉人張謇によつて企劃せられ、其の兄弟張謇、其の

子張孝若の手で多數設立せられ、それに應じて國內人士が雨後の筍の如く叢生せしめたものである。而も左表に示す四十に垂んとするこれら公司中、今日みるべき成績を擧げたものは十指を屈するに足らず、殆んど破産・休眠の状態にあることを附記しておく。

江北鹽墾區域圖



### 三 鹽墾公司の土地經營

鹽墾公司の土地經營に就いては、先づ土地の買収からみよう。一體、江蘇東部の海濱（南通縣呂四より阜寧縣廟灣にいたる六百餘支里）は、元來多く鹽場（溇蕩）となつて居たが、次第に海潮が東遷し、製鹽事業は上述の如き理由よ

り愈々不振となり、垣商の灶戸への貸付金の呆帳と共に採算不利の状態にあつたので、公司は當地域の脱鹽開墾を目的に、先づ垣商（鹽商）より鹽産（鹽權）を取得し（事實は彼ら鹽商が公司の股東に化したものが多い）、それより灶戸（煎丁）の土地の買収にかゝり、その買價も時には毎灶の地二、三百畝が百五十串（一串は一百文）から二百串と云ふ極めて低いものであつた。前國立東南大學の報告書では、購買時一畝につき數百文、最高一元とせられ、また通海墾牧公司の購地費を以て其の所有地面積を割れば、一畝當たり七角五分である。

附記 土地に關する權利の不明確さから、公司と舊土地所有者との間に、多くの法律上の係争事件を惹起したが、「公司はその金融上の背景により有利」ではあつたが、遂に此の事實から鹽墾公司を破産に導くに至つたものすらある。例へば大綱鹽墾公司の如きは、其の買取地區たる舊新興場では「商埠地」として鹽の専ら商人の産に係り、產草供煎の地は灶民の産に係るものであつたが、公司の土地買取の際には、鹽商と接衝したので灶民を不問としたため、契約の成るに及んで、灶民が紛起して之に反對し、訴訟が數年に及んだ。その結果、公司の收買せんとした土地は、灶戸が六割、公司が四割と云ふ不利な條件で終末し、之に加ふるに熟田はいづれも灶戸に取得せられ、公司は未熟田を得て大損害を招くに至つた。そればかりでなく「訴訟三年、農民暴動は前後十餘回に及び、軍隊・官繕に援助をもとめた費用だけでも、十四萬餘元にのぼつた」と報ぜられてゐる。

併し其の土地を開墾するが爲には、全經營地の測量規畫・築堤堵潮・開河灌田・滷汁消除等に要する土地資本の投資を必要とした。即ち防海大堤・圍堤・引水河・排水河・閘壩・ポンプ・道路・橋梁・倉庫・事務所等の諸施設をなすと共に、公司の土地は各々若干區（郷）に分ち、每區を若干埵に、每埵を更に若干排に分ち、排内を若干塹に區劃して、以て分地・分田の單位とした。

因みに各公司の田制は、大體に於いて共通するが、「塹」の大小は通海墾牧公司では二十畝、大有晋・大豫・

大資・大豐等の多數公司では二十五畝、更に奉和公司・華成公司の如きは六十畝とし、概ね長方形、堀溝を以て界としてゐる。而して斯かる墾務に關する諸設備費こそ、鹽墾公司の土地經營の重點をなし、通海墾牧公司の如き一畝當たり二十四元の資本投資を行つたものである。されば鹽墾公司の經營地は、極めて規矩井然とし、例へば大豐公司の如き全區を先づ三十五區に分ち（一區一萬乃至三萬畝）、大河渠（幹河）を鑿ち、また内幹渠・縱橫井字渠を設け、幹河を開鑿して得た土は築堤に資し、渠を掘つて得た土は進路の用に供し、更に五百畝につき東西一條の横溝を、二十五畝（一場）につき一條の堅溝を掘り、其の水の流れは堅溝より横溝に入り、そして井字渠又は内河渠に流入し、涵洞又は閘門より外河に流出するが如く計畫して居る。而して其の經營地は各場に分けられ、堀ごとに一戸乃至二戸の家屋を築造せしめてゐるから、之を俯瞰すれば條理井然たる狀況がみられる。なほ茲に附記すべきは、斯かる新たに開墾せられる土地の常として、表記上の地積が實測せられた結果、溢出面積が多數に出て來てゐる。例へば上記の大豐公司の經營地の如きは、當初百五十萬元の股份公司として少なからず土地の現物出資を受けたが、實測してみれば豫定額に比して遙かに増大し、それで股份五十萬元を増募したと稱せられる。<sup>6)</sup>

尙ほ此の沿海一帯は、舊來より盜匪の出沒するところで、海には海賊、鹽場には「鹽梟」が居り、殊に奥地は交通が困難であるのみならず、人民の生活も甚だ困窮して居るので、いづれの公司も銃砲・瞭望臺等を備へ、大なり小なり保安隊・保衛團を設け、公司職員・招墾佃戸の保護に任じて居る。而も戦前まで通海墾牧公司が匪賊の襲撃を免れて居る以外、他の公司は殆んど全部其の害をかうむり、特に民國十八、九年の候は甚だしく、華

成・合徳公司の如きは、損害いづれも數十萬と數へられ、大豊・大豫公司の如きは、匪賊の焼き討ちさへ蒙むつたものである。されば公司側でも貨財の許す限り、その治安状態と睨み合はせて警備費を支出して来た（尤も近年若干の公墾では、治安費の一部を墾戸に負擔せしめ、大體收量の七%を徴して居る）のであつて、其の大體を示せば左の如くであつた。

主要鹽墾公司の警備狀況表

| 公司名   | 警備隊人員   | 警備費(民國二十二年) |
|-------|---------|-------------|
| 通海公司  | 實業特警隊   | 六〇五         |
| 大有墾公司 | 實業保安隊   | 九〇          |
| 泰源公司  | 保安隊     | 五二          |
| 通送公司  | 實業保安隊   | 六           |
| 祐華公司  | 實業保安隊   | 二七          |
| 大豊公司  | 實業保安隊   | 一一〇         |
| 泰和公司  | 守望隊・保安隊 | 八〇          |
| 大祐公司  | 實業保安隊   | 三〇          |
| 華成公司  | 保安團     | 一一〇         |

備考 右のうち、大豊公司是、一九三〇(民國十九年)當時には一六三名の保安隊と二三名の公司局員を有したし、大有墾公司では一九三五年度實業保安隊經費に二萬五千八百餘元を支出したとも報ぜられる。

#### 四、鹽墾公司の資本源泉

而して斯かる諸費用の源泉として、公司是「股東」資本(其の中には現物出資を含む)を以てする外、少なからざ

る銀行・銀團よりの借款（主として土地抵押借款）と土地貸與に際して小作人より徴する「頂首」（一畝當たり八―一元）を以て之に充當したのである。

右のうち、公司實收の「頂首」總額を知る資料がないが、上記股東資本及び諸借款額の大體は、一應左表でも窺はれよう。

主要鹽鑿公司の資本及び負債表

| 公 司 名     | 投資總額  | 公稱資本  | 拂込資本  | 負債額   | 債 權 者        | 抵 當 物 件              | 年度收入 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------------|----------------------|------|
| 通 海 公 司   | 二、三〇〇 | 五、六〇〇 | 五、六〇〇 | 五〇    | 上海銀行         | 花                    | 五、六  |
| 大 有 晉 公 司 |       | 九二〇   | 九二〇   | 一八四   | 永豐莊銀團        | 談驗場・三餘市房             | 三、六  |
| 大 豫 公 司   |       |       | 一、五〇〇 | 七〇〇   |              |                      |      |
| 華 豐 公 司   |       |       | 四〇〇   | 一四〇   |              |                      |      |
| 大 麥 公 司   | 二、一六三 | 八〇〇   | 七〇〇   | 四二〇   | 通泰銀團         | 五五・五千畝               | 九    |
| 泰 源 公 司   |       | 八〇〇   | 七〇〇   | 三〇〇   | 崇義堂・仁記・奏成    | 一五千畝                 | 四三   |
| 通 遂 公 司   | 四〇〇   | 五〇〇   | 二四〇   | 一〇〇   |              |                      | 三三   |
| 祐 華 公 司   | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 一、二四〇 | 七〇    |              |                      | 三三   |
| 大 豐 公 司   | 四、三三三 | 二、〇〇〇 | 一、九七〇 | 三、〇〇〇 | 通泰銀團<br>興豐銀團 | 四區八二・七千畝<br>四區八五・三千畝 | 三三   |
| 泰 和 公 司   | 一、八八〇 | 一、五〇〇 | 一、三二八 | 三三    | 佃戶・土莊・存款各戶   |                      | 三〇   |
| 大 祐 公 司   | 八〇〇   | 八〇〇   | 八〇〇   | 無     |              |                      | 一七・四 |

|         |       |     |     |        |     |
|---------|-------|-----|-----|--------|-----|
| 大綱公司    | 1,100 | 150 | 銀行團 | 15,600 | 150 |
| 華成公司    | 2,500 | 400 | 銀行團 | 15,600 | 150 |
| 阜餘公司    | 376   | 700 |     |        |     |
| 合德公司    | 700   | 無   |     |        |     |
| 南通大學基産處 | 450   | 310 |     |        | 35  |

右のうち銀行・銀團よりの負債たるや、鹽墾區二十七公司の資本總額一五、六六五・一千元に對し、實に一〇、

〇九五・六千元（資本總額の六四%）と云ふ多額にのぼり、徒らに資本を固定せしめ、また銷盡して更に負債を累ね、其の經營亦稚拙を極め、其の利子さへ不拂を來たし、窮極の末には土地の賣却乃至抵押流れにいたらしめて來た。其の實例は、泰屬の草場場全境を擁し、其の經營地最大を誇稱した大豐鹽墾公司に見られる。即ち成立の當初水利土木工事の建設には頗る努力し、經營地周圍の圍堤（高さ五尺、延長六四二支里、閘門三十五、橋梁六九〇、自動車道路九〇〇支里、小路一六〇〇支里、大河（中六丈、深さ八尺）三三〇支里、小河（中一・三丈、深さ四・六尺）二、二〇〇支里、家屋八〇〇餘をつくつて百四十萬元を費消し、他公司に冠たるものがあつたが、規模の過大に對する資本の不足、加ふるに經營の不當によつて完全に失敗し、負債に負債を累ね、遂に其の負債整理のために裕華公司に九區二十二萬二千畝を賣却し、通泰・興豐の兩銀團の借款は抵押流れとなつて八區十六萬八千畝が兩銀團に移り、また上海銀行には四萬八千畝を交附したのである。<sup>3)</sup>

（註）因みに上海銀行は、「商記墾團」を設けて其の經營に當たらせ、工程完成後一區（二十五畝）四百元を以て百八十戸の農家

に賣却して、之を清理したと報ぜられてゐる。

更に鹽墾公司是、其の成立の始め、將來其の經營地が墾戸によつて開墾せられた曉には、股東に對し其の土地を分配することを約束した。此のことは、公司發展の基礎を根本的に打ち壞はす作用となつたものである。例へばその先例をつつた通海墾牧公司是、一九三五年現在開墾面積九七、七六二畝のうち、其の手許に残された土地は僅かに其の九・三％の九、〇五四畝に過ぎず、其の六八・七％は完全に公司の手から離れて股東にわたつて夫々管理せられ、残り二二・〇％（二一、三二四畝）は股東に分地された後、公司が股東に代はつて管理して來た（管理費毎畝二角）。其の他の各公司も、大體之に倣つて土地が墾熟されれば、股東に分地されて來た。

此の點に關し、陳洪進氏は下の如く述べてゐる。(一) 通海墾牧公司が『集股章程』に分地を決定して以後、股東分地制の原則は、鹽墾區に於いて確定せられ、(二) 一九一五年墾牧公司が分地の實行を決定して以後、分地の具體的辦法は鹽墾區で實行せられ、(三) 大豐公司が『梅塲分地』・『堡墾墾分』・『墾盡分墾』と規定してから、更に明確に『分地不分割』と規定して、かゝる分地制度は一段と高い形態に發展し、利潤の形式で股東に分配するものは、只だ未墾地上の『鹽息・草息』（鹽及び草の販賣收入）に限られ、墾熟地は土地で以て股東に分配した。(四) かくて股東分地制は普遍的に鹽墾區の各公司に實行せられた」と。茲に若干の鹽墾公司に就いて分地の狀況を示しておく（左表）。

即ち斯くの如き公司の股東分地制は、其の資産状態を悪化せしめ、公司の小作收入を減少せしめて、其の資本蓄積作用を著しく制約せしめ、従つては其の開墾を繼續すべき生産的投資を困難ならしめ、遂に破産・休眠状態

に陥れる要因となつたものである。

主要鹽墾公司の股東分地狀況表

| 公司名   | 股份一股の價額    | 分地狀況                          |
|-------|------------|-------------------------------|
| 通海公司  | 一四〇元(一〇〇兩) | 民國四年一〇畝、民國十七年一二畝、計二二畝         |
| 大有晉公司 | 一、〇〇〇元     | 民國六年五〇畝、民國七年五〇畝、民國十年五〇畝、計一五〇畝 |
| 大豫公司  | 五〇〇元       | 民國十四年二五畝                      |
| 華豐公司  | 五〇〇元       | 民國八年三一畝                       |
| 大資公司  | 一、〇〇〇元     | 民國九年二五畝、民國十年二五畝 計五〇畝          |
| 泰源公司  | 一、〇〇〇元     | 民國十二年一〇〇畝                     |
| 大豐公司  | 一、〇〇〇元     | 民國十年一〇〇畝                      |
| 泰和公司  | 一、〇〇〇元     | 民國二十二年五〇畝                     |
| 耦耕堂   | 一、〇〇〇元     | 民國十二年八〇畝                      |

### 五 鹽墾公司の墾民

扱て、上記のごとき墾務事項が完整するや、公司是墾民を招募して小作に附するを常とする。その中には墾民(煎丁)の墾民化するものもあるが、多くは南通・海門・啓東・崇明の「地少なく人稠する」地より來たもの——本地人は彼らを蔑視して「沙蠻」と稱してゐる——にして、光緒の末葉、通海墾牧公司の創辦以來前後して移住するもの約八、九萬人、また煎丁の墾民化せるものを合すれば十萬以上と稱せらる。<sup>10)</sup>

而して公司の墾戸たるや、多きは五千戸を越すものがある。左に土地委員會『鹽墾』及び中央大學『兩淮水利

『鹽墾實錄』等より鹽墾公司の墾民狀況を示しておかう。

主要鹽墾公司の墾戸狀況表

| 公司名   | 墾戸數     | 墾戸の經營面積  |     | 自作狀況 |     |
|-------|---------|----------|-----|------|-----|
|       |         | 普通       | 最大  | 小作農  | 自作農 |
| 通海公司  | 約五,000戸 | 一垧       | 七八垧 | 多    | 五%  |
| 大有晉公司 | 五,八九    |          |     |      |     |
| 大豫公司  | 約五,000  |          |     |      |     |
| 華豐公司  | 一,一〇〇   |          |     |      |     |
| 大源公司  | 一,七〇〇   | 一四       |     |      | 一〇  |
| 泰源公司  | 六〇〇     | 二        |     |      | 一〇  |
| 通遂公司  | 三三八     | 二〇—四〇    |     |      | 一〇  |
| 裕華公司  | 八〇〇     | 一垧       | 三   |      | 五   |
| 大豐公司  | 二,二七〇   |          |     |      |     |
| 商記墾團  | 一,一〇〇   |          |     |      |     |
| 泰和公司  | 一,四〇〇   | 五,六〇—一〇〇 |     |      | 一〇〇 |
| 大祐公司  | 約六〇〇    | 二        |     |      |     |
| 大綱公司  | 約六〇〇    |          |     |      |     |
| 華成公司  | 約一,六〇〇  | 一三       |     |      |     |
| 合德公司  | 六〇〇     | 三一—四     |     |      |     |
| 南通大學  | 五,〇〇〇   | 六〇—七〇    |     |      | 八   |

即ち鹽墾公司の墾戸は、特殊事情におかれた商記墾團の場合を限れば、大半が小作人である。そして其の小作契約は「崇劃永佃制」又は「底面制」にして、公司と佃戸との間に約なるや、普通一佃戸に對し一塲(大體二十五畝)を貸與すると共に、小作保證金として頂首二百元―七五元(一畝當たり八元乃至一元、退佃の場合返還せらる)、立券手續費としての寫禮錢七・五元(一畝當たり三角)を徴する。墾民にして一時に頂首を支拂ふことが出来ねば、數回に亘つて分割拂ひも許される。

主要鹽墾公司の小作制表

| 公司名   | 小作制                    | 頂首 |     | 寫禮錢  |      | 頂首支拂方法 | 退佃時の處置方法   |
|-------|------------------------|----|-----|------|------|--------|--|
|       |                        | 二畝 | 一塲  | 一畝   | 一塲   |        |  |
| 通海公司  | 崇劃永佃制                  | 六元 | 二〇元 | 〇・四元 | 八・〇元 | 分割拂    | 土地の價値が佃戸の培植によつて増高したものは、すべて佃戸に歸す<br>公司は酌量して辛力錢を給す<br>三年以内は毎畝三元、六年以内は二年、十年以内は一元の培田獎金を給す<br>承種後三年以内に退佃する者には、每畝三元、六年内は二元、十年内は一年の奨勵金を給す |
| 大有晋公司 | 〃                      | 八元 | 二〇元 | 〇・三元 | 七・五元 | 〃      |  |
| 大豫公司  | 〃                      | 六元 | 一〇元 | 〇・三元 | 〃    | 〃      |  |
| 華豐公司  | 當初底面制を實施したが、後崇劃永佃制に変更す | 六元 | 一〇元 | 〇・三元 | 七・五元 | 〃      |  |
| 大賚公司  | 〃                      | 三元 | 五元  | 〇・三元 | 七・五元 | 〃      |  |
| 通遂公司  | 〃                      | 三元 | 五元  | 〇・三元 | 七・五元 | 分割拂    |  |
| 祐華公司  | 不定期議租制                 | 三元 | 五元  | 〇・三元 | 七・五元 | 三期拂    |  |
| 大豐公司  | 〃                      | 三元 | 五元  | 〇・三元 | 七・五元 | 三期拂    |  |

|       |       |   |             |     |     |                                   |
|-------|-------|---|-------------|-----|-----|-----------------------------------|
| 泰和公司  | 崇劃永佃制 | 四 | 多く未收<br>一〇〇 | 〇   | 四期拂 | 佃農は墾工を行つてゐないので、其の移讓は准されるが、何らの分潤無し |
| 大祐公司  | 崇劃永佃制 | 五 | 二二五         | 〇・三 | 五期拂 | 佃農は墾工を行つてゐないので、其の移讓は許されるが、何らの分潤無し |
| 大綱公司  | 〃     | 五 | 二二五         | 〇・三 | 五期拂 | 佃農は墾工を行つてゐないので、其の移讓は許されるが、何らの分潤無し |
| 華成公司  | 〃     | 二 | 三〇          | 〇・三 | 四期拂 | 佃農は墾工を行つてゐないので、其の移讓は許されるが、何らの分潤無し |
| 合徳公司  | 〃     | 二 | 三〇          | 〇・三 | 四期拂 | 佃農は墾工を行つてゐないので、其の移讓は許されるが、何らの分潤無し |
| 大學基産處 | 〃     | 五 | 二二五         | 〇   | 五期拂 | 佃農は墾工を行つてゐないので、其の移讓は許されるが、何らの分潤無し |

備考 ×印は現在廢除乃至免除せるものを示す。

「頂首」は退佃の際佃戸に返還せられるが、寫禮錢は、公司執事人が立契手續費として徴するものなれば返還すること無し。

祐華公司では、墾戸に對し「開墾工資」として毎垆二十元を給してゐる。

因みに崇劃制と底面制の相違は、小作人が開墾耕作費の負擔の有無にあるが、實際には開墾耕作費を公司から支給される底面制は少ない。されば小作人の土地投資は、却つて公司のそれより大きいとも云はれる。例へば大豐公司の土地では其の開墾費一垆につき一七〇・八五元、そのうちには佃戸の押租五〇元が含まれて居るから、公司の負擔する開墾費は一二〇・八五元であるが、之に對し佃戸の土地に要するコストは一垆につき一三二・五元、その上、毎年の耕種費七二元を加算すれば二〇四元五角に達すると。

其の小作料は、大體春熟のある古熟地は一畝當たり一角乃至三角（普通一角八分）、秋熟は多く三五%の議租制

(分租)が採用せられ、分租額を支那事變前の價格に換算すれば、一畝当たり一元乃至二元にして、兩者合算して平均一元六角六分見當と稱せらる。

主要鹽墾公司の小作料表

| 公司名   | 小熟(春)      | 大熟(秋)  |
|-------|------------|--|
| 通海公司  | 小洋三元(一塲)   | 溝草五石の外に棉花・豆・雜糧等均しく三五%                                  |
| 大有晋公司 | 三元七角五分(一塲) | 三五%  |
| 大豫公司  |            | 三五% (現狀は二〇%)   |
| 華豐公司  |            | 三五%  |
| 大賚公司  |            | 當初底面制を實施し、大小兩熟折半としたが、後三五%とす                            |
| 通送公司  |            | 三五%  |
| 裕華公司  |            | 三五%  |
| 大豐公司  |            | 底面制を實施し、大小兩熟折半、佃權の轉讓を許さずとしたが、其の後民國十七年の小作爭議の結果三〇%に低減せらる |
| 泰和公司  |            | 三五% (早納のときは九掛)   |
| 大祐公司  |            | 三五%  |
| 華成公司  |            | 三五%  |
| 耦耕堂   |            | 三〇% (外に一〇%は保衛費)  |
| 合德公司  | 三元七角五分(一塲) | 三五%の外に蘆草二千五百斤  |
| 大學基産處 |            | 三五%  |

之によつて隙かな如く、各公司の收入は秋熟の棉花が大宗であるために、秋熟を重視し、常々小作人に對して秋熟を妨害せぬ程度に春熟作物を制限してゐる。

尙ほこゝに一つ注意を要することは、此の新しい社會環境にも、尙ほ小作制下に經濟外的強制が働らきつゝある。即ち「各鹽墾公司や比較的大きな地主は、皆相當の保衛士兵を養つてゐる。これら士兵は、名義上は治安の保持をば目的としてゐるが、又均しく強制執行の直接效用を有する。即ち公司或ひは地主の開倉收租の時には、つねに士兵達は田間に散らばり、小作人に租花（小作料棉花）を倉房に運納せしめる様強制し、或ひは交通の要衝に屯守して、凡そ租花を納めてゐない者は、之を扣留するのである。また民國二十四年春のこと、各主要地點には、『凡そ未完納租花者、所有運花草輛或船隻、概行扣留』との公司の佈告が貼り出されてゐた」と。

次に佃戸と公司間に小作契約なるや、公司は左に示すが如き「佃摺」（場摺）を給する。而して右の佃摺は、之を抵押して金錢の借入を可能とする證券である。

上記の如く此の小作制は、荒地の開墾小作であつて、小作人の多大の「工本」を投ぜられるために、其の地價の増額は墾戸の増殖によつて増高しただけ墾戸に歸するとせられ、若し墾戸が中途退佃の餘儀なきに至つたときには、大豊・裕華公司其他では培土獎金（「辛力錢」として三年内は一畝につき三元、六年内は二元、十年内は一元を給することとして居る。

斯くの如く公司は招佃承租せしめたから、其の墾戸は大半小作農であり、大有晋公司の墾戸（五、八八九戸）は小作農が九〇%、自作及び自小作農は夫々五%に過ぎず、大賚公司では小作農が七〇%、自小作農二〇%、自作農が一〇%とせられ、其の經營面積も一坵（二十五畝）が普通であり、比較的富裕な佃戸に於いては、五十畝乃至百畝を經營する。

合德公司の協摺

中華民國二十二年十一月十三日立

合德公司同記倉

|                                    |  |  |  |   |  |
|------------------------------------|--|--|--|---|--|
| 北                                  |  | 定  |  | 首   |  |
| 第貳區第柒拾參號<br>田貳拾五畝〇分〇釐<br>頂首銀壹百貳拾五元 |  | 春熟麥租每畝額繳銀一角五分<br>秋熟議收公司得產量百分之三<br>十五知人得百分之六十五外繳<br>蘆草壹百斤 |  | 月 年 日 第一期繳銀 貳拾五元<br>月 年 日 第二期繳銀 貳拾五元<br>月 年 日 第三期繳銀<br>月 年 日 第四期繳銀<br>月 年 日 第五期繳銀 |  |
| 承租人 袁 竹 鳳                          |  |  |  |   |  |

江北の鹽墾公司考

(註) 王慕韓「江蘇鹽墾區之租佃問題及其解決途徑」『地政月刊』第四卷第六期は、鹽墾區の小作制度に關した興味深い資料を示してゐる。

彼ら墾戸の經營地は、通常夏作には棉花と食糧用として甘藷が植ゑられ、熟地となるに従つて高粱・玉蜀黍・黍・大豆等もつくられる。また其の收穫後には新しい開墾地では休閑せられるか乃至は綠肥が蒔かれるが、墾熟後年月がたてば、小麥・元麥や蠶豆が栽培せられて食糧に供せられるが、併し未だ割合として少ないのである。

之を要するに、江北鹽墾區に於ける主たる作物は棉花であり鹽類に比較的強い其の作物は、其の好適な自然條件に恵まれると共に、程遠からぬ地・上海に廣大な消費市場を有する。されば鹽墾公司では、江蘇省立棉作試驗場・南通大學農科・江蘇省棉產改進所等の各機關より、先後して「脫字棉」(True)・山東棉(金字棉 Kings Improved)を納れて墾戸に推廣して來たものである。また戦前普及しつゝあつた合作社の協力も、與かつて力があつたと稱せられて居る。

左に主要な鹽墾公司に於ける棉作狀況を一覽表として示しておく。

鹽墾公司に於ける棉作狀況表

| 公司名     | 品種                | 播種法     | 播種量<br>(畝) | 中耕除草         | 肥料                    | 收量<br>(平常年) | 栽培面積<br>(畝) | 年産額<br>(平常年)<br>千石 |
|---------|-------------------|---------|------------|--------------|-----------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 通海公司    | 「米棉」・「沙花」         | 撒播      | 八斤         | 三回           | 綠肥                    | 七〇斤         | 九〇畝         | 實棉五〇千石             |
| 大有晋公司   | 脫字棉               | 〃       | 六〇斤        | 〃            | 〃                     | 〃           | 〃           | 八〇                 |
| 大資公司    | 山東棉・脫字棉           | 〃       | 六十七斤       | 三一五回         | 棉餅(三一四斤)              | 五〇斤         | 〃           | 〃                  |
| 泰源公司    | 退花・米棉             | 〃       | 五斤         | 四一五回         | 茅草(二〇二斤)<br>溝泥(二方丈)   | 三一五斤        | 二〇          | 六                  |
| 大豐公司    | 洋花・墨核花<br>山東棉・脫字棉 | 時に條播・點播 | 四一六斤       | 三回<br>時に五一六回 | 黃花茶(五〇〇斤)<br>蓋草(三〇〇斤) | 四〇斤         | 二〇〇         | 八〇                 |
| 通遂公司    | 退花・米棉             | 時に條播    | 五斤         | 三一四回         | 蓋草(二〇〇斤)              | 四〇斤         | 一四・六        | 六                  |
| 裕華公司    | 〃                 | 〃       | 五十六斤       | 二一四回         | 首蓆(二〇三斤)              | 司馬秤<br>三〇斤  | 三九          | 一二                 |
| 商記墾團    | 〃                 | 〃       | 五斤         | 三一四回         | 茅草(二〇四斤)              | 司馬秤<br>四〇斤  | 一三          | 五                  |
| 泰和公司    | 〃                 | 〃       | 四斤         | 三一四回         | 草                     | 二〇餘斤        | 六〇          | 一二                 |
| 大祐公司    | 小洋花・山東棉<br>脫字棉    | 撒播・條播   | 四斤         | 四一五回         | 無                     | 二〇斤         | 三〇          | 六                  |
| 華成公司    | 本地洋棉・山東<br>棉・脫字棉  | 撒播      | 五斤         | 四一五回         | 蓋草(三〇〇斤)              | 三〇斤         | 二二〇         | 二〇                 |
| 南通大學基産處 | 本地洋棉              | 〃       | 五斤         | 四一五回         | 草(二〇三斤)               | 三〇斤         | 〃           | 〃                  |

由是觀之、其の栽培は未だ粗放にして、棉花の收量も大體平年作皮棉くりわたで四十斤（實棉九十斤乃至百斤）と云ふ程度であり、また蠶豆は五斗、元麥が四斗三升、大麥及び玉蜀黍が夫々四斗九升、粟が三斗五升（すべて支那斛）と稱せられて居る。

附記 鹽墾地區に於ける荒地の開墾・棉花・その他作物の栽培方法に關しては、こゝでは省略し、左の若干の文献を示しておく。

榎本教授『江北鹽墾植棉事情』昭和十四年一月

「鹽墾區の植棉法」『通農期刊』第一卷第二期 江北公司農務部譯

趙伯基「江蘇濱海鹽墾區之棉作情形」『中華棉產改進會月刊』第一卷第四、五期合刊

馮肇傳「江蘇海濱鹽墾區域之作物問題」『農礦公報』第十二期

李積新「江蘇地方荒地改良方法（私案）」江北公司農務所譯

而して斯かる鹽墾區の農民たるや、前述の如く比較的人口の稠密な南通・海門・啓東・崇明等よりの渡り者であり、其の持参した資金の多くは「頂首」として公司に徴せられ、其の開墾に要する地面整理工程費・食料費・勞力費等の如きも、多くは「佃摺」（租摺）を抵押に年二割乃至月三分―五分の高利貸に俟つ状態であつた。而して墾戸の負債者の割合は、全墾戸の六〇・四%と稱せられる。

されば、折角の開墾田畝（田面積）も彼らの手を離れる可能性が強く、折からの合作社運動の波に乗つて、鹽墾區に於いても其の設立は進捗したのであつて、かの大豐公司の如き、一九三〇年の初めより、其の墾戸に對し合作社の設立を勸唱・指導し、つひに公司經營地内に十一の合作社を設立せしめたのである。

む す び

之を要するに、江北鹽墾區の開發を目的として成立した四十に近い鹽墾公司是、本來其の集股に際して股東への分地を約束して成立したもので、其の取得した大段の灶地（民墾地さへ含んでゐた）が一大土木水利工事の施行を、數年後、墾戶の手によつて熟地と化し、小作人の納租が現實にみられれば、股東の強烈な分地の希望から、直ちに墾熟地の分割となつて「地權分散の趨勢」を造成するのである。土地分散の最もはげしいものは、陳洪進氏によれば、通海墾牧公司・大有晉鹽墾公司・大豫鹽墾公司・合德鹽墾公司とせられ、其のうちの具體例を一、二示しておく。

大有晉公司の分地售地後に於ける土地分配狀況表<sup>8)</sup>

| 種別          | 地主  | 戸數     | 地主所有面積  |
|-------------|-----|--------|---------|
| 一 塲(二十五畝)末滿 | 三五戸 | 五・八七   | 四五〇畝    |
| 一 塲         | 四一六 | 六九・八〇  | 一五、四二五  |
| 五 一 塲       | 五六  | 九・三九   | 六・九七    |
| 一 一 塲       | 三七  | 六・二一   | 四・一四    |
| 二 一 塲       | 二五  | 四・二〇   | 四・一六    |
| 四 一 塲       | 二一  | 三・五二   | 一七・四二   |
| 二 一 塲       | 二   | 〇・三四   | 一七・三三   |
| 四 一 塲       | 四   | 〇・六七   | 七・三三    |
| 四 一 塲       | 四   | 〇・六七   | 四九・五三   |
| 合計          | 五九六 | 一〇〇・〇〇 | 一一一、三七一 |

即ち上表記載の地主所有面積は、熟地のみでなく草地・未墾地も含まれてゐるが、公司の分地售地に於いては上表の如き一群の小地主（田面・田底權を有する小業戸）を造出してゐると共に、依然大地主と多數の佃農（田面權を有す）が存在してゐる。

更に大豫鹽業司に於いては、分地以後一段と土地の分散狀況ははげしくなつて居る。それは左表からも推知できよう。

大豫公司の分地後に於ける土地分配狀況表

| 種別  | 分地せられた股東戸數 | 分地せられた股東の所有面積 |
|-----|------------|---------------|
| 一   | 四五八        | 八〇・四九         |
| 六   | 六四         | 一一・二六         |
| 一一  | 二一         | 三・六九          |
| 一六  | 七          | 一・二三          |
| 二一  | 四          | 〇・七〇          |
| 二六  | 四          | 〇・七〇          |
| 三一  | 一          | 〇・一八          |
| 四一  | 〇          | 〇             |
| 五一  | 一          | 〇・一八          |
| 六一  | 一          | 〇・一八          |
| 一〇一 | 七          | 一・二三          |
| 二〇一 | 一          | 〇・一八          |
| 合計  | 五六九        | 一〇〇・〇〇        |

而も右表は、陳洪進氏によれば股東分地のものみに就いて見たものにして、会社が失敗して後、土地を細かく分割して賣り出した爲、幾多の中小地主を造成してゐるが、其の土地分配の状況に就いては、考查すべき資料が無いと述べてゐる。

之を要するに江北鹽墾公司是、清末民初の候、江北の未墾の灶地開墾のため、當時としては多額な資本を投じて水利土木工事を營み、技術者を入れて改良棉花の栽培其の他農業技術の推進に努め、新しい農企業を樹立し、更に農業近代化の方向にすゝんだのであるが、それも束の間のこと、公司经营の失當は勿論のことだが、其の經營地の開墾されると共に其の股東に分地せられることによつて、公司自體の經營・資本を削減せしめ、つひには之を破産に導いたのであつて、結局其のあとには多數の不在地主の手中に耕作は歸し、依然零細農耕者に經營が委ねられると云ふ支那現段階の土地制度の中に吸収せられて來たのである。

## 引 用 文 獻

- 1) 李積新「江蘇鹽墾問題」『地政月刊』創刊號 民國二十二年一月
- 2) 國立中央大學地理學系「兩淮水利鹽墾實錄」民國二十三年十二月
- 3) 華中鹽業股份有限公司「江北蘇北ニ於ケル鹽業調査」(タイプ刷) 昭和十七年五月
- 4) James Thorp and K. C. Hou, A Reconnaissance Investigation of the Saline Delta Soils of Eastern Kiangsu, China, Soil Bulletin No. 7 May 1934.
- 5) 張馨「鹽墾公司水利規畫通告股東及公司職員書」民國二十二年四月
- 6) 江北興業公司農務部調査室「大鹽公司規畫範圍內概況」昭和十六年八月
- 7) 王慕韓「江蘇鹽墾區之租佃問題及其解決途徑」『地政月刊』第四卷第六期 民國二十五年六月
- 8) 陳洪進「江蘇鹽墾區鹽墾公司之股東分地制」『中山文化教育館季刊』第四卷第一期 民國二十六年一月
- 9) 李積新主編「鹽墾」土地委員會報告第二十九種(タイプ刷) 民國二十四年十二月
- 10) 李積新「淮南鹽墾區之犁植問題」『地政月刊』第三卷第五期 民國二十四年五月

